

平成20年度実地検査実施方針（福祉系居宅サービス事業者等）

1 基本方針

介護保険制度が施行され9年目を迎え、介護サービス利用者の増大に伴い事業者指定の更新制の導入等、事業者規制が強化された。しかしながら、一方では不適切な介護サービスの提供や不正な介護給付費の請求などにより、指定取消処分等を受ける指定事業所も増加している。

指導については、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、身体拘束廃止や高齢者虐待防止等への取組みによる利用者の処遇、サービスの質の向上及び適正な介護報酬の請求の観点から、健全な事業者育成に主眼を置いて実施する。また、監査については、法令・指定基準等の違反、介護報酬の不正請求又は不適切な介護サービスの提供が明らかなる場合には、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、悪質な事業者を排除することを主眼とし、機動的に実施する。

なお、「経済財政改革に関する基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」の推進が決定されたことを受けて、営利法人の全ての介護サービス事業所に対し、法令遵守を徹底させるための指導監査を、本年度から5カ年計画で実施する。

については、以下のとおり今年度の実施方針を定める。

2 指導の重点項目

(1) 人員基準・介護報酬関係

- ア 介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行なわれているか
- イ 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか
- ウ 名義借りによる架空職員をねつ造しているおそれはないか
- エ 有資格者により行うべきサービスが無資格者により行なわれていないか

(2) 運営基準関係

- ア 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか
- イ 高齢者虐待防止法に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組みが行われているか
- ウ 苦情、事故、感染症、食中毒があった場合にどのような対応が行われているか
- エ 指定介護事業者は、非常災害時の対応について、消火・避難通報体制の確保等の対策をとっているか

3 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか
- (2) 無資格者によるサービス提供が行なわれていないか
- (3) 人員基準違反等の状況のもとサービス提供が行なわれていないか
- (4) 架空、水増しにより不正な介護報酬請求が行なわれていないか
- (5) 書類の提出や質問に対して虚偽の報告を行っていないか
- (6) その他
 - ア 介護支援専門員実務研修受講試験の要件である実務経験証明書が適切か
 - イ サービス提供事業所から居宅介護支援事業所への金品等の提供はないか
 - ウ 利用者から利用料の一部（1割）受領は適切に行われているか

4 実施計画

(1) 実地検査対象事業者

- ・ 指定居宅介護支援
- ・ 指定訪問介護
- ・ 指定通所介護
- ・ 指定訪問入浴介護
- ・ 指定短期入所生活介護
- ・ 指定福祉用具貸与
- ・ 指定特定福祉用具販売
- ・ 指定介護予防訪問介護
- ・ 指定介護予防通所介護
- ・ 指定介護予防訪問入浴介護
- ・ 指定介護予防短期入所生活介護
- ・ 指定介護予防福祉用具貸与
- ・ 指定特定介護予防福祉用具販売

(2) 指導・監査の形態等

指導の形態

ア 実地検査

- ・ 事業種別ごとに日程等を策定し、実地において行う。
- ・ 指定介護老人福祉施設等に併設している短期入所生活介護事業所、通所介護事業所及び単独短期入所生活介護事業所（一つの建物に単独短期入所生活介護事業所がある場合）において、本体施設と一体で事業運営を行っている事業所については、施設サービス検査係が行う実地検査時において実施する。
- ・ 実地検査の効率化を図るため、同一敷地内の事業者で複数の事業種別の指定を受けている場合（居宅介護支援事業と他のサービス事業種別と併せた指定、訪問系と福祉用具貸与と併せた指定、介護予防サービスを併せた指定等）は同日で実施する。その他の通所（単独）・入所系等は1日の実施とする。
- ・ 実施単位：指導及び監査は、指定事業所を単位として実施する。
- ・ 検査・監査の体制：1班2人の4班体制（但し、1班は機動班）
- ・ 原則として各班体制で実施するが、事業所の規模等により適宜、3人以上での体制を編成する。

実施通知

「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成19年4月1日付19福保指一第108号）」第5の（2）の規定に基づき実施する。

ただし、上記要綱については現在改定作業を行っている最中であり、新たに制定される当該要綱を受け、今年度の実地検査を実施する。

なお、通知にあたっては、状況に応じて通知期間の短縮(当日通知を含む)を行う場合がある。

実地検査の日程

具体的な実地検査の日程は上記（ウ）に基づき、概ね2週間ごとに作成し、別途「特例起案帳票」により決定する。

イ 集団指導

一定の場所に事業者を集め講習等により行う。具体的には、保険者が行う事業者連絡会、高齢社会対策部、東京都国民健康保険団体連合会等が行う説明会、あるいは事業者が集う機会を活用し、講師派遣により行う。

（3）実地検査対象事業所の選定方針

平成20年度の実地検査対象事業所は、次の方針により選定する。

ア 対象事業所

実施計画に基づき実施する実地検査の対象は、原則として、平成20年4月1日現在の指定事業所（別紙 平成20年度実地検査内訳は平成20年3月1日現在の事業種別数）とする。ただし、年度途中で指定を受けた事業所において、必要があると認める場合は、実地検査の対象とする。

なお、基本方針に記載している営利法人に対する監査については、別途選定を行う。

イ 選定方針

（ア）「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月13日付厚生労働省資料）で示された「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づき実施することとし、機械的に実地検査計画を策定することなく、次による事業所を優先的に選定する。

- ・国保連介護給付適正化システムの活用により特異傾向を示していると思われる事業所
- ・区市町村や国保連に寄せられる事業者に対する苦情を把握し、その分析結果から実地検査の確認が必要と思われる事業所
- ・各保険者が実施した実地検査結果報告に基づき、その結果から実地検査が必要と思われる事業所
- ・平成12年度以降、実地検査を実施していない事業所
- ・集団指導等に事業所が一切参加しない。また、外部との情報交換を避けたり受

け入れを拒否するなど、外部の目が入ることを避ける事業所

・前年度までの実地検査による指導項目の改善状況が不十分な事業所

(4) 実地検査対象事業所数(予定)

別紙「平成20年度実地検査内訳(サービス事業種別ごとの選定数)」のとおり

5 関係団体等への支援

(1) 区市町村に対する必要な支援の実施

当係がこれまで実施してきた介護保険指定事業所への指導監査に対するノウハウについて、区市町村からの依頼に基づき必要な支援を実施する。

(2) 国保連合会による指定取消事業者に対する介護報酬支払いの留保

保険者の申し出による国保連の事業者に対する介護報酬の支払いの留保は、監査の実施通知等に基づき可能となっており、引き続き、関係保険者及び国保連との連携を図り情報提供等適切な対応を図る。

6 関係団体等の連携

(1) 国、保険者、国保連合会との連携

国、保険者(区市町村)、東京都国民健康保険団体連合会とともに介護給付の適正化について、事業者指導の立場から連携を図る。

(2) 運営指導所管課等関係機関と連携した事業者への指導監査の推進

高齢社会対策部介護保険課等と連携し、事業者指導監査の適正な対応を図る。